

広報 あかいけ

7

笑顔、まっすぐ。

「大きくなってね」。声をかけながらいねいに苗を植えていく園児たち。一束一束に愛情をたっぷり注ぎます。ピンと立った苗は笑顔に応え、まるで喜んでいるかのよう。澄んだ瞳のままで、この町の子もたちが、すくすくと育ちますように…。

7月は同和問題啓発強調月間です。

彼女が髪をかき上げた。やわらかな風が心地よくて、ただ、髪をかき上げただけ。けれど、思いがけなく、その長い髪先が隣の人の目に入ってしまうこともあります。傷つけようと思ったわけじゃないのに、人を傷つけてしまうことがあるのです。

人権を傷つける時、故意の場合と無意識の場合があります。無意識に人を傷つけることは、人権意識の薄さや無知から来るものがほとんど。知らないこと、意識が無いことが、たくさんの心の傷を作っているのです。相手が負った傷は、無意識であろうが無知の結果であろうが傷は傷。人間の偏見が簡単になくならないくらいに、心に負った傷も簡単に癒えることはありません。

人はだれも何らかのコンプレックスを持っています。だから、人と比べたり、優越感を持って自分の現状を納得しようとします。このような人間の心理は、かつて封建社会で利用されました。江戸時代の幕藩体制のもとで、政治的に作りだされた身分制度による差別が、同和問題のもとになっています。人は優越感を持ちたがるものですが、その優越感を不当な差別によって得ようとするとき、優越感が凶器に変わります。人権と正面から向き合い、本質を見極め、相手の立場で考える。そのことを、わたしたちはもう一度思い起こさなければなりません。

差別の場面に直面した人が後悔していました。「声を出して指摘できなかった。勇気がなかった」と。しかし、たとえ声に出せなくても、その人は心の中で「それはおかしい」と叫びました。それだけでも、無関心を装ったり、見て見ぬふりをする人とは違います。そんな「小さな心の声」の積み重ねが人権の種となり、将来必ず実を結ぶのだと思うのです。たったひとつのことばが人を悲しませます。しかし、たったひとつのことばで人を幸せにすることもできます。

7月は同和問題啓発強調月間です。自分を見つめ、家族を見つめ、地域を、社会を見回してみませんか。日ごろ忘れかけていた人権の意識に水をやり、風を通してみてください。人権の知識を得ることで、自分が持っていた偏見に気づくことができます。強調月間の取り組みは、きっとそのきっかけになるはず。ぜひみなさんに参加していただき、人と人の豊かな関係を築いて欲しいと願っています。



人権は、だれもが生まれながらにして持つ人間が人間らしく生きていく権利です。



同和問題の 今日まで

過去を知り今を見る。
人間の尊厳を求めた
長い歴史があります。

1868年(明治元年)

【封建的制度の撤廃】富国強兵、殖産興業、文明開化、四民平等が唱えられました。

1869年(明治2年)

【身分制度の再編成】「武士(士)」、農民(農)、町人(工商)、えた・非人」から「皇族、華族、士族、平民」に身分制度が改められました。

1871年(明治4年)

【太政官布告(解放令)】被差別部落の人々の身分・職業とも平民と同じになりましたが、宣言のみに終わり、部落の人々にとっては厳しい貧困と差別が続きました。

1918年(大正7年)

【米騒動】政府のシベリア出兵の時期を利用して、大商人たちは米の買い占めを行いました。民衆は米の値上がりに苦しみ、全国的な騒動に発展しました。苦しい生活を余儀なくされていた被差別部落の人々が多数参加しました。

1920年(大正9年)

【融和政策】被差別部落の問題についての認識が高まり、解決のための経費が予算化されましたが、その内容は、差別されている気の毒な人に同情や慈善を施すという融和政策でした。

【大正デモクラシー】農民や労働者、婦人など、これまでの歴史の中で抑圧されてきた人たちの発言権が高まり、民主主義発展のムードが盛りあがりしました。

1922年(大正11年)

【水平社運動】「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」(水平社宣言)。被差別部落の人々が自らの手で解放を勝ち取るという運動が、青年たちを中心に始まりました。全国から被差別部落の人々がさまざまな弾圧を乗り越えて、京都の岡崎の公会堂に集まり、全国水平社が創立されました。

1941年(昭和16年)

【太平洋戦争】1945年(昭和20年)まで。戦時体制に入り、自由主義・社会主義運動とともに部落解放運動も圧迫を受けていきました。

1946年(昭和21年)

【日本国憲法公布】「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を三大原則とした日本国憲法が公布されました。

1951年(昭和26年)

【オール・ロマンス事件】京都市衛生局の一職員が、「オール・ロマンス」という雑誌に被差別部落をモデルとして劣悪な実態を興味本位に強調して書いた小説を発表しました。この問題について部落解放京都府委員会と京都市との話し合いがもたれる中で、被差別部落の生活環境の低位な実態が明らかになりました。この事件をきっかけに行政施策が必要であるとの考えが広まってきました。

1965年(昭和40年)

【同和对策審議会答申】内閣総理大臣の諮問を受けて同和对策審議会が設置され「同和问题は日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題であり、同和问题の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記された答申が出されました。

1969年(昭和44年)

【同和对策事業特別措置法(同対法)】同和问题の解決のための法律が初めて制定されました。この法律は10年間の期限立法でしたが、3年間延長されました。

1982年(昭和57年)

【地域改善対策特別措置法(地対法)】同対法施行13年間の成果をふまえながら、なお残された課題を解決するため、より一層の国民の理解と協力を得るという観点から、新規立法として制定され、5年間の期限で施行されました。

1987年(昭和62年)

【地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)】一般対策への円滑な移行のための最終の特別法として制定されましたが、特別対策は1997年(平成9年)3月31日をもって終了することを基本としつつ、必要な事業に限って5年間の経過措置が講じられました。

1997年(平成9年)

【人権擁護施策推進法】人権教育と啓発に関する施策や人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務とすることが定められました。人権擁護に関する施策の推進を目的に、5年間の期限で施行されました。

2000年(平成12年)

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】国と地方公共団体に、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務が、また、国民に人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努める責務が定められました。



↑【赤池町人権施策基本方針】2004年(平成16年)3月作成。同和问题をはじめとするあらゆる差別をなくすために人権教育と人権啓発の方針を定め、さらにその枠を越えた人権施策の領域の内容を盛り込んでいます。

HUMAN RIGHTS 上野橋

昭和50年から同和对策事業で総工費約6億円をかけ、昭和54年4月に完成。長さ217m、幅7.75mで片側に幅1.5mの歩道があります。この橋によって北九州～小竹線がつながり、田川直方バイパスと直結。産業と人の流れが円滑になりました。わたしたちの生活上、なくてはならない大切な橋となっています。